中学生の主張・作文が表彰されました

中学生の主張大会

第44回立川市中学生の主張大会が11月3日、たましんRISURUホールで行われました。当日は3020編の作品から選ばれた中学生が、日常生活において、家族や友人、社会との関わりの中で気付き、考えたことを発表しました。主な入賞者は次のとおりです。《敬称略》

▼**市長賞**＝牛山美結（三中2年）▼**議長賞**＝村上音葉（四中3年）、稲田創真（四中3年）▼**教育長賞**＝今村冴（八中1年）、増岡丈（二中1年）▼**中学生審査員賞**＝長濵ちひろ（五中3年）▼**中学校PTA会長賞**＝髙橋絢寧（九中3年）▼**青少年問題協議会会長賞**＝三島穂紀（一中3年）、荒井大河（二中3年）、原ひまり（二中3年）、下尾幸輝（三中1年）、清水充央（三中3年）、片田悠貴（四中3年）、林優希（六中3年）、栗原希愛（七中1年）

問**子ども育成課青少年係・内線1306**

「税についての作文」「税の標語」表彰

次代を担う中学生の皆さんに税への関心と理解を深めてもらうことを目的としているコンクールで、市内の中学生が次のとおり受賞しました。《敬称略》

●**税についての作文**　▼**市長賞**＝久保田凜（八中3年）▼**教育長賞**＝熊谷愛純（七中3年）

●**税の標語**　▼**市長賞**＝石川愛（九中1年）

「人々の　暮らしを支える　消費税　用途で知ろう　社会の仕組み」

問**課税課諸税係・内線1201**

全国中学生人権作文コンテスト

中学生が人権尊重の大切さを考え、豊かな人権感覚を身に付けることを目的に行われる全国中学生人権作文コンテストで市内中学生が次のとおり入賞し、立川地区人権擁護委員会による表彰式が行われました。《敬称略・各賞学校順》

▼**東京都大会奨励賞（立川市長賞・立川地区人権擁護委員会最優秀賞）**＝池亀沙羅（九中1年）▼**東京都大会奨励賞（立川地区人権擁護委員会優秀賞）**＝神野紗希（三中2年）▼**東京都大会作文委員会賞（立川地区人権擁護委員会優秀賞）**＝田中汐莉（二中2年）、小原奏空（七中2年）▼**多摩西人権擁護委員協議会長賞（立川地区人権擁護委員会入選）**＝加藤颯二郎（四中2年）、新田悠斗（四中2年）、藤田煌生（五中2年）、伊東恭介（六中2年）、渡邊悠衣（九中1年）▼**立川地区人権擁護委員会佳作**＝日野心音（一中2年）、平岡波奈（一中2年）、鈴木燦（七中2年）

立川市人権作文表彰式の様子

問**生活安全課市民相談係☎（528）4319**

第44回中学生の主張大会　市長賞

ノーチャイム制は必要か

牛山 美結（三中2年）

三中は朝一回しかチャイムが鳴りません。朝八時二十五分に鳴った後は、時計を見て、時間を意識して行動することが求められています。

しかし、私はチャイムは鳴った方がいいと思います。なぜそう思うのか、ノーチャイムの理由である次の二つのことから考えてみました。

まず、「時計を見て行動する」ということについてです。生徒は腕時計を持っていません。廊下やトイレ、階段など、時計のないところでは時間を確認することができません。「時計を見て」といっても、学校には時計がないところがたくさんあります。

次に、「時間を意識する」ということについてです。常に腕時計等で時間を確認できる先生とは違い、腕時計を持っていない私たち生徒が、ノーチャイムで時間を意識するということには少し無理があると思います。しかし、時計のないところでも、チャイムが鳴れば時間が分かります。つまり、時間を意識するためにも、チャイムは必要だと思います。

チャイムが鳴ることにもメリットがあります。だからこそ多くの学校では今でもチャイムが鳴っているのだと思います。最も大きなメリットは、授業に気持ちを切り替えることができることだと言われています。ただ、授業の前の号令で気持ちの切り替えは十分できます。つまり、チャイムのメリットを感じているのではなく、ノーチャイムのメリットを感じていないのです。

しかし、時計を見て行動することも、時間を意識することも、とても大切なことだと思います。しかも、ノーチャイムが三中の伝統であるのならば、それをやめた方がいいと簡単に言うこともできません。

そこで、チャイムが鳴った方がいいと思う意見と、ノーチャイムのメリットや三中の伝統も尊重して、次の二つのことを考えてみました。

一つ目は、授業の始まる三分前に予鈴を鳴らすということです。授業の始めと終わりは時計のある教室にいるのでチャイムは必要ありません。もし、休み時間に時計のないところにいても、予鈴が鳴れば、もうすぐ授業が始まることがわかります。

二つ目は、腕時計を学校に持っていけるようにするということです。腕時計があれば、いつでも時間を確認できるし、時間を意識することもできます。学校のどこにいてもそれができるようになります。また、家から学校までがとても遠い生徒もいます。例えば、いつもより少し家を出るのが遅くなってしまったときなど、学校に着くまで時間が全く分からないと不安になるし、急ぎすぎて危険だったりもします。腕時計の使用が可能であれば、ノーチャイム制を続けてもいいと思います。

以上のことから、学校の中で生徒が時計を見て、時間を意識して行動できるようになるためには、ノーチャイム制は必要ありません。授業の始まる三分前の予鈴か、いつどこにいても時間を確認できる腕時計の使用があれば、きっと時間を意識して行動できる生徒が増えるのではないかと思います。

みなさんはノーチャイム制が必要だと思いますか。

償却資産の申告をお願いします

令和7年1月1日時点で償却資産（土地や家屋以外の機械や設備などの事業用資産）を所有している個人や法人の方は、1月6日（月）～31日（金）〔土曜・日曜日、祝日を除く〕に、課税課償却資産係（市役所1階38番窓口）へ償却資産の申告をしてください。郵送でも受け付けています。市で把握している対象資産所有者の方には12月上旬に申告用紙を郵送していますが、まだ届いていない方や令和6年1月2日以降に事業を開始した方はご連絡ください。また、市ではeLTAX（エルタックス）を利用したインターネットによる固定資産税（償却資産）の電子申告も受け付けています。くわしくは、「エルタックス」のホームページをご覧ください。

問**課税課償却資産係・内線1228**

今月の納期　12月25日（水）

▷固定資産税・都市計画税第3期分▷国民健康保険料第6期分▷後期高齢者医療保険料第6期分▷介護保険料第6期分

納付書裏面等に記載の場所で納付してください問**市税**＝収納課管理係・内線1240、**国民健康保険料**＝保険年金課賦課係・内線1416、**後期高齢者医療保険料**＝保険年金課賦課係・内線1406、**介護保険料**＝介護保険課介護保険料係・内線1446

こまめな換気や手洗いなどで感染症を予防しましょう

問**健康推進課・内線4729**

電子申請は、「立川市電子申請ポータルサイト」で申請できます（**右2次元コード**からアクセス可）